

# 新宿区公共施設等総合管理計画等検討会設置要綱

令和8年5月28日  
8新総合本第68号部長決定

## （設置）

第1条 区有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める「新宿区公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）及び各施設所管課が定める個別施設計画の改定に向けて、区有施設の現状及び課題、社会経済情勢の変化などを踏まえた検討を行うため、新宿区公共施設等総合管理計画等検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- （1） 総合管理計画の改定に関する事項
- （2） 個別施設計画の改定に関する事項
- （3） 前各号に掲げるもののほか、総合管理計画の改定等にあたり区長が必要と認める事項

## （組織）

第3条 検討会は委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 有識者 3人
  - （2） 新宿区の職員 7人
- 3 前項第2号に掲げる委員は、総合政策部長、総務部長、企画政策課長、財政課長、総務課長、契約管財課長及び施設課長の職にある者をもって充てる。
- 4 必要に応じ、委員以外の者を検討会に出席させることができる。

## （委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年以内とする。

## （会長）

第5条 検討会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故等があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 検討会の会議は、会長が招集する。

(会議)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(部会)

第8条 検討会での検討内容に関する事項を具体的に検討するため、必要に応じて検討会に、検討部会を置くことができる。

2 検討部会の部会長及び構成員は、会長が指名する。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、総合政策部本庁舎対策等担当課が担当する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に総合政策部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。